資料5

# 検討会とりまとめ(案)

参考資料

# サービス目標の設定と維持管理基準について

# 1.(1)用語の定義

### 本検討会での用語の定義(案)

■管理 道路管理者が行うすべての道路法上の管理行為

(道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理)

■維持管理 管理のうち、維持、修繕、災害復旧その他の管理行為

■維持 道路の機能及び構造の保持を目的とする日常的な行為

(巡回、清掃、除草、剪定、除雪、舗装のパッチング 等)

道路の損傷した構造を当初の状態に回復させる行為 ■修繕 付加的に必要な機能及び構造の強化を目的とする行為

(橋梁、トンネル、舗装等の劣化・損傷部分の補修、耐震補強、法面補強、防雪対策等)

■更新 道路構造を全体的に交換するなど、同程度の機能で再整備する行為

(橋梁架替 等)

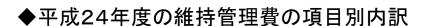
# 1.(2)維持管理の現状(予算)

■維持管理費は、H22に約1割減となり、それ以降横ばいの状況

1,093

H21

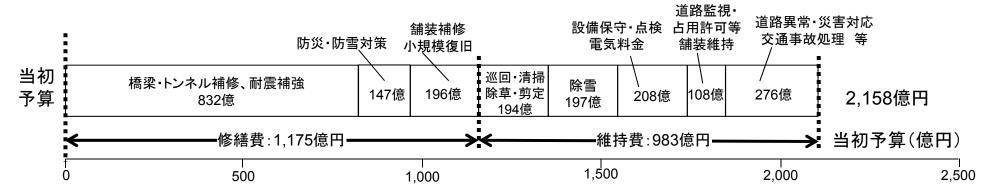
事業費 ◆維持管理費の推移 ■維持費 ■修繕費 (億円) 2,362 2,500 (0.88)(1.03)(1.00)2,158 2,158 2,089 2.000 1,269 1,175 1,192 1,123 1,500 (0.89)(1.06)(0.99)



1,000

500

0



966

(0.88)

H22

966

(1.00)

H23

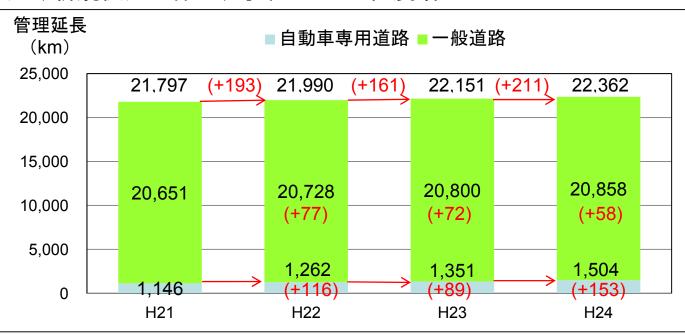
983

(1.02)

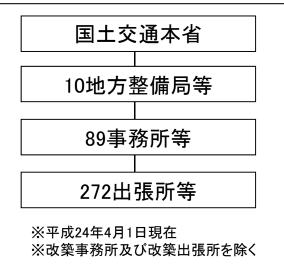
H24

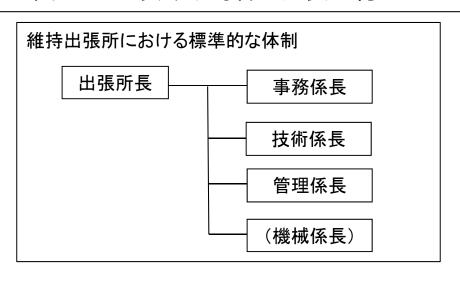
# 1.(2)維持管理の現状(延長と体制)

■管理延長は、新規供用に伴い、毎年200km程度増加



■国道(国管理)を管理する維持出張所等は全国に272あり、平均管理延長は約82km





# 1.(2)維持管理の現状(維持管理基準の設定と見直し)

■平成22年度から設定した維持管理基準について、維持管理状況及び地域からの意見等を踏まえ、これまで除草、除雪、剪定の基準を見直し

### 【H21まで】

- 1. 巡回
- ▶原則 1日に1回
- 2. 清掃

路面清掃 ▶年間0~86回 (H20実績)※1 ※1 福岡市天神地区(3.8km)でポイント的に138回 実施している例あり。

歩道清掃 ▶年間0~20回 (H20実績) ※2 ※2 JR新宿駅、渋谷駅周辺でポイント的に 75回実施している例あり。

- 3. 除草
  - ▶年間1~3回 (H20実績)

- 4. 剪定
  - ▶年間に1回~3年間に1回 (H20実績)
- 5. **除雪** 除雪 ▶ 5~10cmの降雪量で実施

凍結防止剤の散布 ▶統一した基準なし

### 【H22以降】

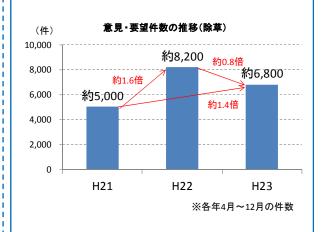
- ⇒ ト原則 2日に1回
- ●原則 年間 12回(三大都市内) 年間 6回(DID地区内) 年間 1回(その他)
- ➡┆▶落葉対策を除き、原則実施しない
  - ▶原則 年間1回
  - 【H23】以下の繁茂状況を目安として、除草すべき箇所を抽出した上で実施
    - ・<u>建築限界内の通行の安全確保ができない場合</u>
    - ・<u>運転者から歩行者や交通安全施設等の</u> 視認性が確保できない場合
  - ト高木・中低木:原則 3年間1回 ・ 寄植:原則 年間1回
  - 【H24】<u>樹種による生長速度の違いや樹種の配置等を踏まえ、適切な頻度を設定</u>
  - ▶ 原則、5~10cmの降雪量で実施 【H23】5~10cmの降雪量を目安に実施 大雪時もしくは大雪が予想される場合、 早期の除雪に出動すること等により、適時 適切な除雪作業を実施する
  - ▶標準的な散布量を統一 【H23】標準的な散布量の目安を統一

### 「除草」に係る基準の見直し(H22→H23)

課題:生長速度等が地域で異なり、一律の 数値基準(H22)では地域の実情に対応出 来ない。

H23は基準の見直しにより、現地の繁茂状況等に応じ、除草すべき箇所を抽出した上で、適切な除草を実施

#### 意見・要望は、0.8倍に減少



# 1.(2)維持管理の現状(コスト縮減の事例)

- ■厳しい予算制約の中、コスト縮減のため様々な工夫を実施している
  - ■交通安全上の支障のある区間などを除き、防雪柵の存置
  - ・冬季期間(12月から3月まで)を除き防雪柵を撤去していたが、交通安全上の支障のある区間などを除き防雪柵を存置することでコスト縮減を図る。





- ■通行支障箇所のみの部分的な除草
- 道路法面全面を対象に実施していた除草について、通行支障箇所のみに限定してコスト縮減を図る。



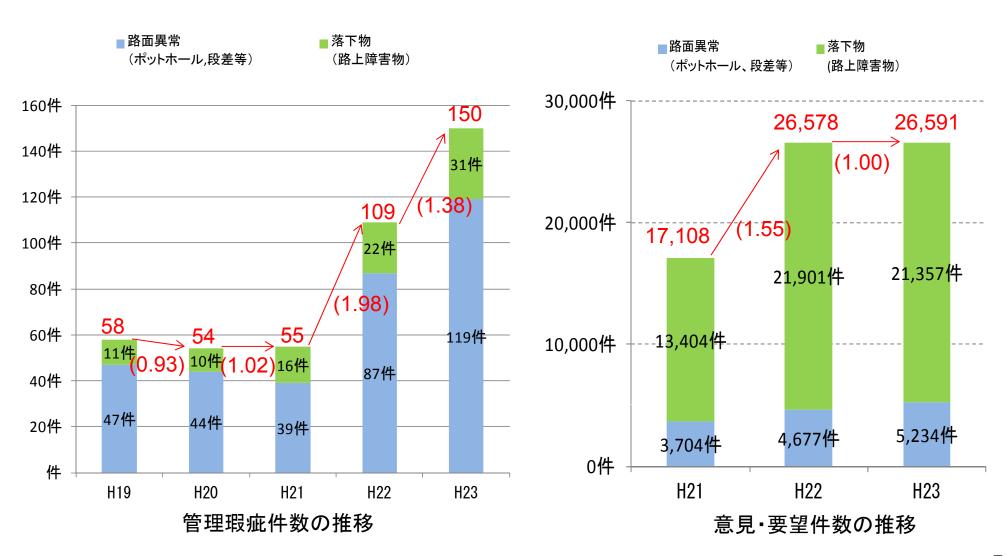
斜面全体を除草



通行支障箇所のみ除草

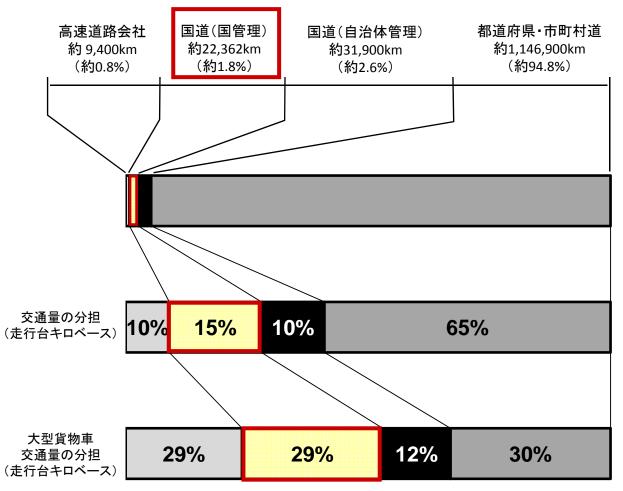
# 1.(2)維持管理の現状(管理瑕疵及び意見・要望件数)

- ■管理瑕疵の件数は、平成22年度以降、急激に増加傾向
- ■地域からの意見・要望件数については、平成22年度に大きく増加し、平成23年度は横ばい傾向



# 2.(1)サービス目標の設定(国道(国管理)の役割・機能1)

### 全道路延長約1,210,600km



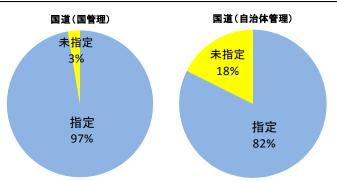
	国道 (国管理)	国道 (自治体管理)
平均交通量	21, 900	13, 300
(A)	台/日	台/日
大型車交通量	5, 000	2, 200
(B)	台/日	台/日
大型車混入率 (B/A)	23%	17%

※「平成17年度道路交通センサス」より

<sup>※</sup>道路延長について、直轄国道は平成24年4月1日現在、その他は平成22年4月1日現在とする。 ※交通分担等は「H17年度道路交通センサス」及び「自動車輸送統計年報平成17年度分」による。

# 2.(1)サービス目標の設定(国道(国管理)の役割・機能2)

- ■災害時の避難や復旧活動を支える 広域交通の確保のため、緊急輸送道路を指定
- ■平成21年4月現在における緊急輸送道路への 指定状況は、国道(国管理)が約97%、 国道(自治体管理)が約82%となっている



※緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

■平成24年7月九州北部豪雨では、 被災後約1ヶ月半で

・国道(国管理) :通行止め解除

・国道(自治体管理):約3割(被災20区間の うち6区間)で通行止めを継続中(8/21現在)



被災状況



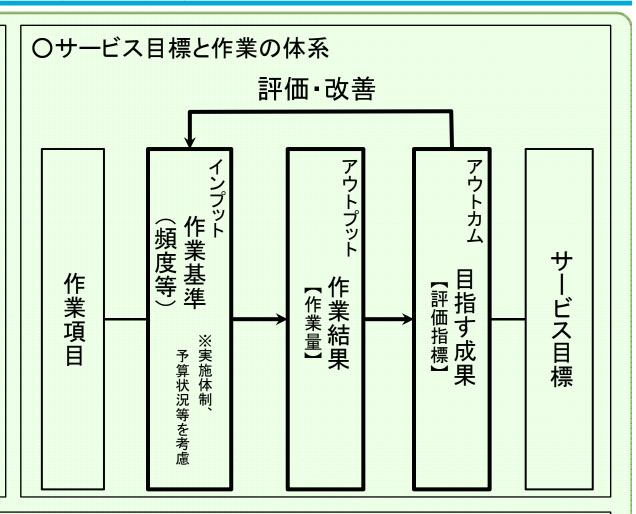
# 2. (1)サービス目標の設定(設定の目的)

### 維持管理基準とサービス目標

- ・道路は国民の社会・経済活動を支える基幹となる交通インフラ
- ・とりわけ、国道(国管理)は中枢的な機能を担っている
- ・国道(国管理)を適切な状態で維持管理することは、国民から付託された 道路管理者としての責務
- ・サービス目標は、維持管理を行う上で、国民に対し目指すべき道路の 状態を示すもの
- ・道路管理者は限られた体制・予算を踏まえ、維持管理基準を設定
- サービス目標、維持管理基準の設定にあたっては、次の3つの視点から検討
  - ①利用者の視点に立ったわかりやすいサービス目標
  - ②サービス目標の達成に個々の維持管理基準がどうあるべきかのロジック
  - ③路線・ネットワークの特性に応じた維持管理基準

# 2. (2)サービス目標の設定(考え方)

- 道路管理者の責務(道路法第42条)【常時良好な状態に保つように維持 ・修繕する】
- ○国道(国管理)の役割・機能
  - 1)我が国の<u>社会・経済活動</u>の基盤しての中枢的な交通インフラとしての機能
- 2) 国際物流や都道府県境を越える<u>人流・物流</u>を担うなど、**広域的な交通を確保**する機能
- 3) <u>災害時</u>や降雪・豪雨等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は 定時性を保持し、<u>幹線道路交通の信頼性を</u> 確保する機能
- 4) 都市内の空間を形成し、防災上や環境上も 重要な影響を与えるなど、<u>空間を形成</u>する機 能



〇評価 · 改善

データの蓄積・分析を継続的に実施し、サービス目標の観点から目指す成果を評価、 必要に応じて頻度等を改善

- 作業結果の把握
- ・目指す成果の評価

# 3.(1)維持管理基準について(通常巡回の設定案1)

# 評価•改善

〇作業項目

道路巡回 (通常巡回) インプット

- 〇作業基準 (頻度等)
- ・路線の交通量に応じ効率的に路の異状・障害を発見し、処理するための頻度を設定
- 〇予算·体制等 の制約
- ・現状の基準:
  1回/2日が標準
  ・出張所平均管理
  延長(約82km):
  1作業班では
  最大1回/日
- 通報システムによる 補完

アウトプット

- 〇作業結果
- ・路面の異状・障害を発見・処理



〇作業量

【路面の異状・障害の発見・処理件数】

アウトカム

- 〇目指す成果
- ・路面の異状・障害 に関する 管理瑕疵件数を低減
- ・路面の異状・障害 への意見・要望 件数を低減
- 〇評価指標
- 【 路面の異状・障害 に関する 管理瑕疵件数 】
- 【 路面の異状・障害 に係る 意見・要望件数 】

〇サービス目標

「 路面の異状・ 障害に起因する 事故を防止 」

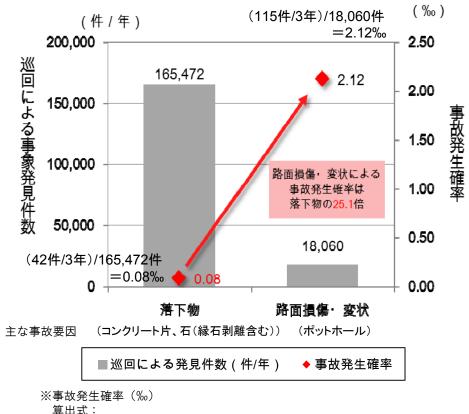
「 走行の快適性 を向上 」

# 〇評価 · 改善

設定した頻度等による「路面の異状・障害の発見・処理件数」、「路面の異状・障害に関する管理瑕疵件数」 及び「路面の異状・障害に係る意見・要望件数」の各指標データの分析を踏まえ、適宜、頻度等を改善

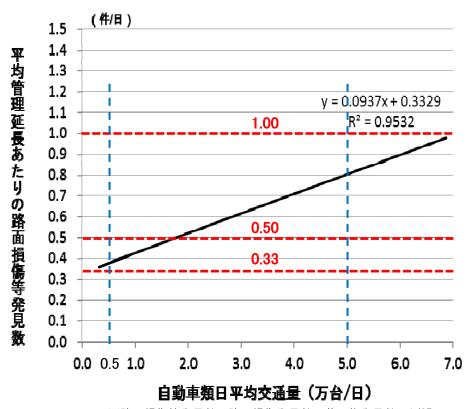
# 3.(1)維持管理基準について(通常巡回の設定案②)

- ■事故に結びつく確率としては、路面損傷が落下物に対して25倍以上
- ■効果的に路面の損傷及び変状、落下物を発見し、応急対応により安全を確保するための 巡回頻度を交通量に応じて設定



事故発生確率=1年当たりの事故要因発生件数 ÷ 事象発見件数 巡回による事象発見件数(件/年、H22年度)あたりの路上障害物に よる事故件数(件/年、H20-22年度平均)として試算

●全国平均管理延長(約82km)あたりの路面損傷等発見 数と交通量との関係



※路面損傷等発見数:路面損傷発見数+落下物発見数×1/25



「交通量」により以下のとおり巡回頻度を設定

- •平均交通量50,000台以上 1日1回
- •平均交通量5,000台以上 50,000台未満 2日1回
- •平均交通量5.000台未満 3日1回

# 3.(1)維持管理基準について(巡回基準見直し事例)

■平均交通量が50,000台以上の巡回ルートについて、巡回頻度を1日に1回に見直し

代表例: 関東地方整備局 東京国道事務所 (平均交通量 約53,500台/日 管理延長 31.4 km)

巡回頻度

(現行基準) 1回/2日

(基準見直し後) 1回/1日

### 巡回ルート

出張所管理区間を路線別に 午前・午後に分けて巡回を実施

#### (現行基準)

#### 【AM】国道20号 · 出張所

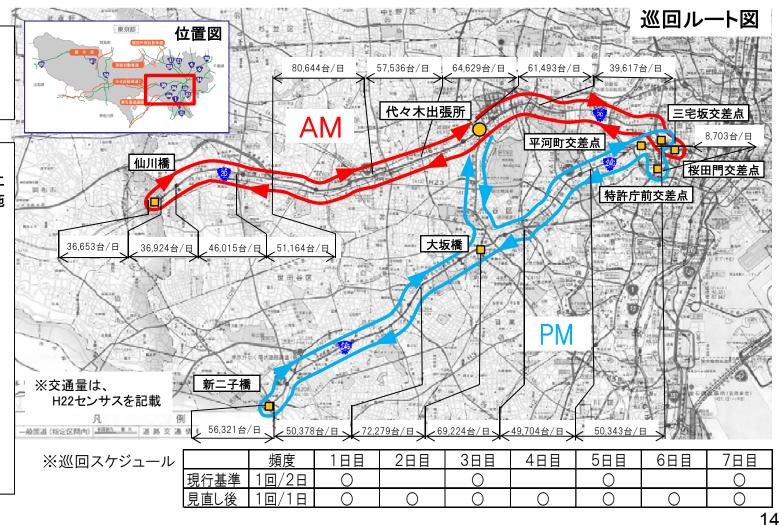
- →桜田門交差点(R20 2.94kp)
- →仙川橋(R20 19.63kp)
- →出張所 (L=16.6km)

#### 【PM】国道246号 · 出張所

- →大坂橋(R246 6.12kp)
- →三宅坂交差点(R246 0.00kp)
- →平河町交差点(R246BP 1.08kp)
- →特許庁前交差点(R246BP 0.00kp)
- →新二子橋(R246 13.75kp)
- →大坂橋(R246 6.12kp)
- →出張所 (L=14.8km)

#### (基準見直し後)

現行基準と同じ(毎日実施)



# 3.(1)維持管理基準について(路面清掃の設定案1)

## 評価•改善

〇作業項目

路面清掃

インプット

- 〇作業基準 (頻度等)
- 路線の塵埃量に応じ、効率的に塵埃を回収するための清掃頻度を設定
- 〇予算·体制等 の制約
- ・現状の基準: 三大都市 年12回以内 DID地区 年6回以内 その他 年1回以内

アウトプット

- 〇作業結果
- 路面の塵埃を処理
- 沿道環境を害する 塵埃を処理



- 〇作業量
- 【塵埃の回収量】

アウトカム

- 〇目指す成果
- ・路面の塵埃に関する 管理瑕疵件数を低減
- ・路面の冠水回数を 低減
- ・清掃に係る沿道環境 への意見・要望件数 を低減
- 〇評価指標
  - 【 路面の塵埃に 関する 管理瑕疵件数 】
  - 【 路面の 冠水回数 】
  - 【 清掃に係る沿道 環境への意見・ 要望件数 】

〇サービス目標

「 路面の異状・ 障害に起因する 事故を防止 」

「 走行の快適性 を向上 」

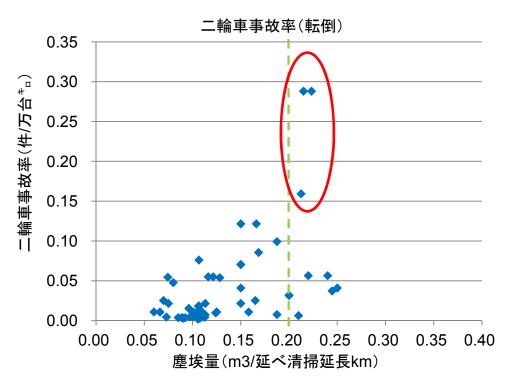
> 「 沿道環境 を向上 」

# 〇評価 · 改善

設定した頻度等による「塵埃の回収量」、「路面の異状・障害に関する管理瑕疵件数」、「路面の冠水回数」及び 「清掃に係る沿道環境への意見・要望件数」の各指標データの分析を踏まえ、適宜、頻度等を改善

# 3.(1)維持管理基準について(路面清掃の設定案2)

- ■路面清掃については、二輪車の転倒事故確率の調査結果から塵埃の定量値を作業の目安として設定(今後、さらなるデータの蓄積・分析が必要)
  - 〇塵埃量別二輪車事故発生率(H21年度)
    - ・二輪車事故率は、H21年度の二輪車転倒事故件数より算出



### 【参考】

※時速60km/hにおける二輪車の制動距離が、10m程度伸びる 限界のゴミの量は、0.2m3/km以上。 (ゴミの量と制動距離の実験結果より)

### 〇頻度の算定

蓄積した塵埃回収量データを用いて、 一定の回収量を目安に清掃を実施

0. 2m<sup>3</sup>/km程度 (10kmで4tダンプ1台分の塵埃回収量)

一定の区間毎に過年度の年度総塵埃量から 清掃回数・時期を設定

# 3.(1)維持管理基準について(路面清掃基準見直し事例)

■通行車両に対する安全性の確保などのため、塵埃量の実績に応じた適切な頻度を設定

### 代表例:静岡国道事務所 国道138号

### 路面清掃頻度

(現行基準) 3大都市 12回/年以内 DID地区 6回/年以内

その他 1回/年以内

#### (基準見直し後)

以下を目安としつつ、塵埃量の実績に応じた適切な頻度を設定。

3大都市 12回/年 DID地区 6回/年 その他 1回/年

#### (現行基準)

DID地区 5回/年

その他地区 1回/年の清掃を実施

#### (基準見直し後)

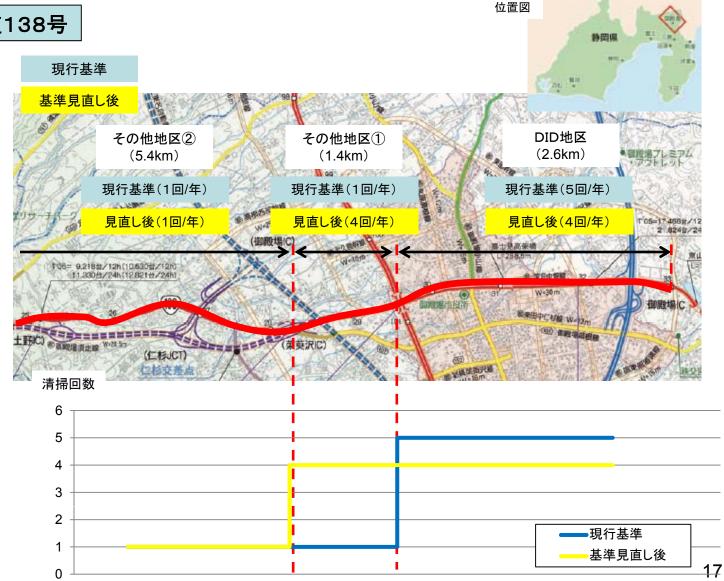
#### 塵埃量

DID地区 0.83m3/km

その他地区(1) 0.60m3/km

その他地区② 0.18m3/km

⇒DID地区とその他地区①の 塵埃量の差は軽微。 清掃回数を4回/年に見直し



# 3.(1)維持管理基準について(除雪作業の設定案1)

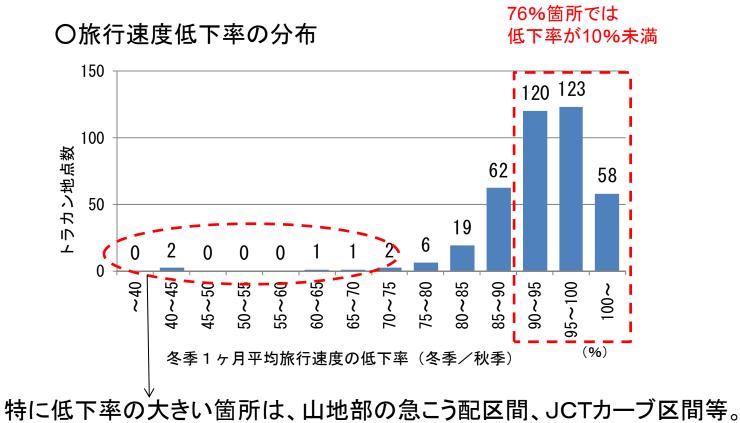
#### 評価・改善 インプット アウトプット アウトカム 〇サービス目標 〇作業項目 〇作業基準 〇作業結果 〇目指す成果 (頻度等) •新雪除雪、路面整正、 ・降雪時における 運搬排雪等の実施 ・降雪時に通行止 適切な除雪による め・通行障害を回 通行止め・通行障 避するための出動 害を回避 時期等の 降雪時に円滑 除雪 設定 に走行できる 路面環境 ○評価指標 〇予算•体制等 を提供 | の制約 【 诵行止め ・現状の基準: 回数·時間】 〇作業量 新雪除雪 5~10cm程度の 【 除雪実施区間数 【降雪時の 降雪量を目安 等 •回数 】 旅行速度】

# 〇評価 改善

設定した頻度等による「除雪実施区間数・回数」、「通行止め回数・時間」及び「降雪時の旅行速度」の各指標データの分析を踏まえ、適宜、頻度等を改善

# 3.(1)維持管理基準について(除雪作業の設定案2)

### 付すべき条件に関する検討の方向性①

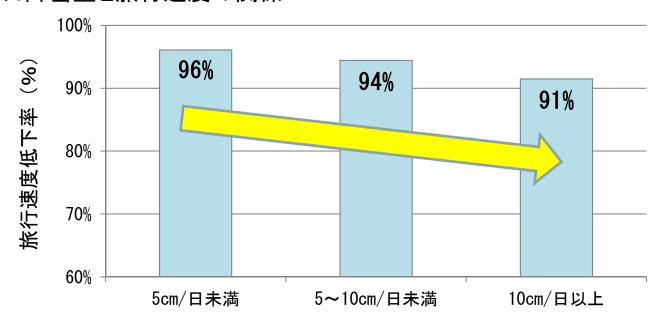


データ: 北海道開発局、東北地整、北陸地整管内の交通量常時観測機器設置箇所198箇所(上下線394サンプル)の地点速度 旅行速度低下率は、地点速度1時間平均値をもとに、秋期(平成23年10月)と冬期(平成24年2月)の1ヶ月平均を算出

# 3.(1)維持管理基準について(除雪作業の設定案③)

### 付すべき条件に関する検討の方向性②

### 〇日降雪量と旅行速度の関係



降雪量が増加するほど速度低下率は大きくなる。 このため、降雪状況について一定の条件を設定し、その条件下での 目標走行速度を設定。

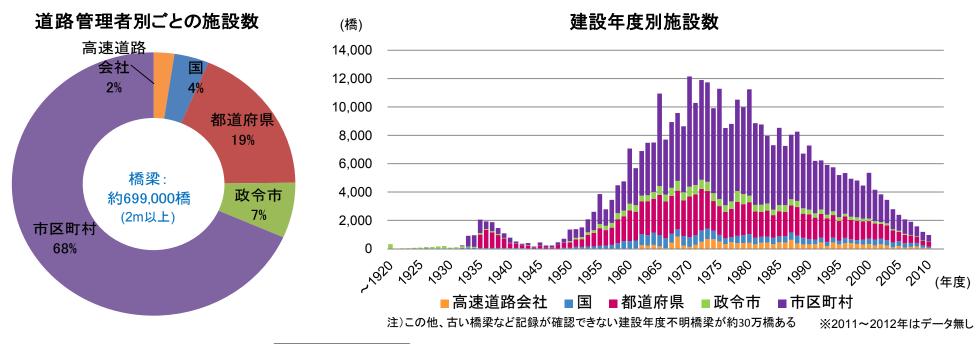
データ: 北海道開発局、東北地整、北陸地整管内の交通量常時観測機器設置箇所(198箇所)のうち、以下の箇所を除いた 95箇所(上下線190サンプル)の地点速度

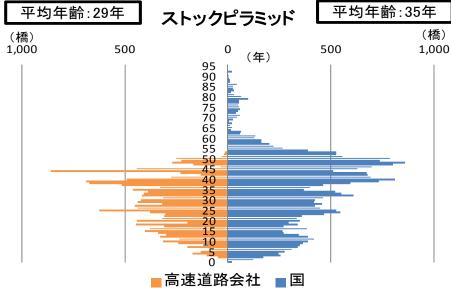
- ①縦断勾配が4%以上の箇所、②曲線半径が500m以下の箇所、
- ③交通量常時観測機器付近にトンネル、スノーシェッド、車線数の変化点、IC・JCTなどがある筒所、
- ④降雪以外の速度低下の要因が考えられる箇所(信号区間や幅員の変化区間)
- ⑤日降雪量Ocmの日のデータ

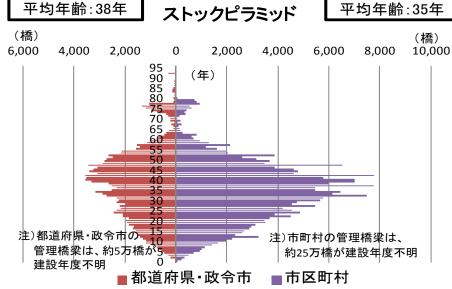
旅行速度低下率は、秋期(平成23年10月)と冬期(平成24年2月)の同日比較で整理

# 道路構造物の修繕及び更新について

※精査中 ※東日本大震災の被災地域は一部含まず ※都道府県・政令市は、地方道路公社を含む



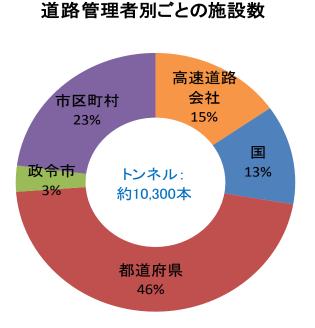


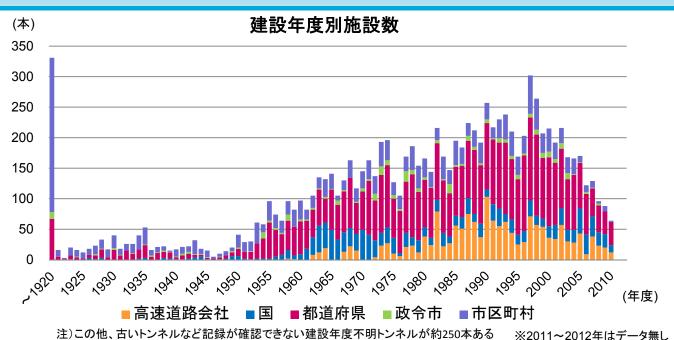


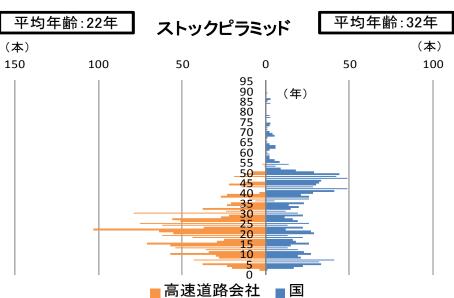
注)平均年齢は、建設年度が把握されている施設の平均

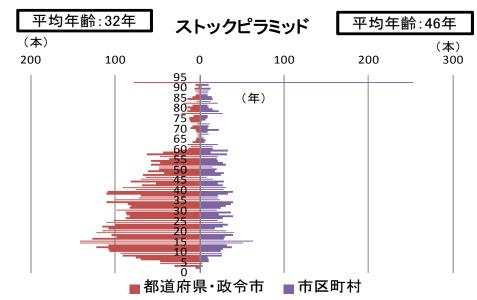
# 4. (1) 道路構造物の現状(トンネル)

- ※精査中
- ※都道府県・政令市は、地方道路公社を含む







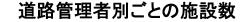


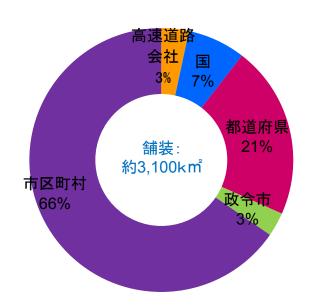
注)平均年齢は、建設年度が把握されている施設の平均

# 4.(1)道路構造物の現状(舗装)

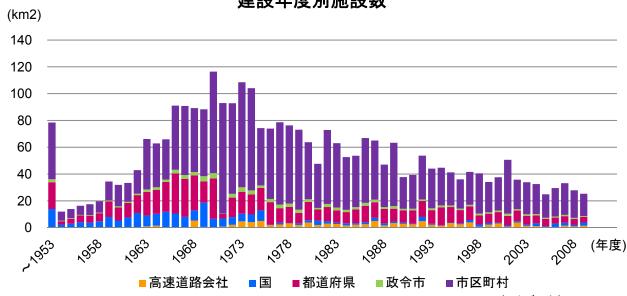
※精査中 ※供用当初の舗装施工面積(簡易舗装除く)

※都道府県・政令市は、地方道路公社を含む

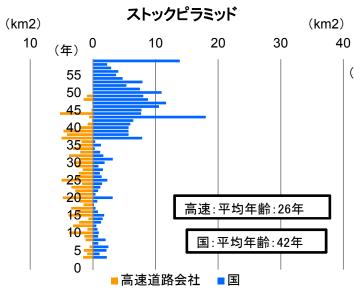


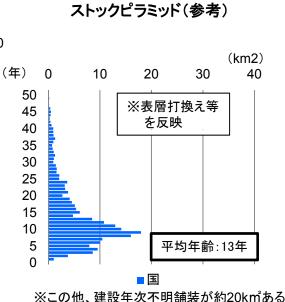


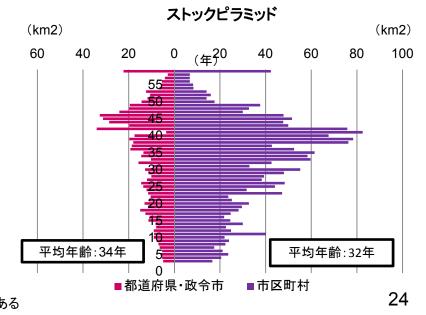
### 建設年度別施設数



※2010~2012年はデータ無し



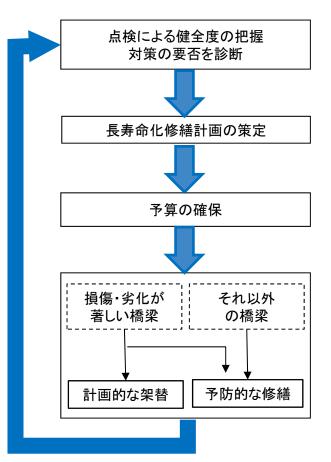




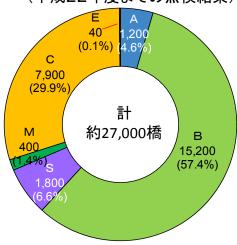
# 4.(2)予防保全(国道(国管理)の道路橋での取組み)

■国道(国管理)の橋梁においては、長寿命化のため、5年以内に1回の頻度で定期的に点検を実施し、計画的な架替えや予防的な修繕を実施

### ◆道路橋の長寿命化フロー



◆国道(国管理)の全橋梁の点検結果 (平成22年度までの点検結果)



判定 区分	判定の内容
Α	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない
В	状況に応じて補修を行う必要がある
s	詳細調査の必要がある
М	維持工事で対応する必要がある
С	速やかに補修等を行う必要がある
E	橋梁構造の安全性の観点等から、緊急対応の必要がある

#### ◆主桁損傷状況



·B判定(腐食)



•E判定(腐食•亀裂)

#### ◆床版損傷状況



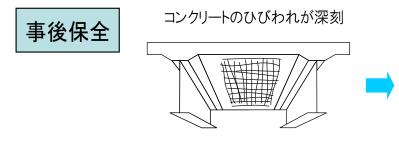
·B判定(うき、剥離)



·C判定(剥離·鉄筋露出)

# 4.(2)予防保全(予防保全とライフサイクルコスト1)

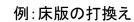
■損傷が深刻化してから大規模な修繕を行う事後保全から、損傷が軽微なうちに修繕を行う予防保全に転換し、更新(架替え)の抑制等によるライフサイクルコストを縮減、道路ストックを長寿命化



ひび割れが深刻なため床版を打ち換え

#### 大規模な修繕





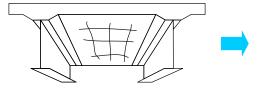


例:部材の取替え





点検により、コンクリートに 軽微なひびわれを発見



炭素繊維を下面に接着することによりひび割れの進行を抑制

#### 軽微な補修





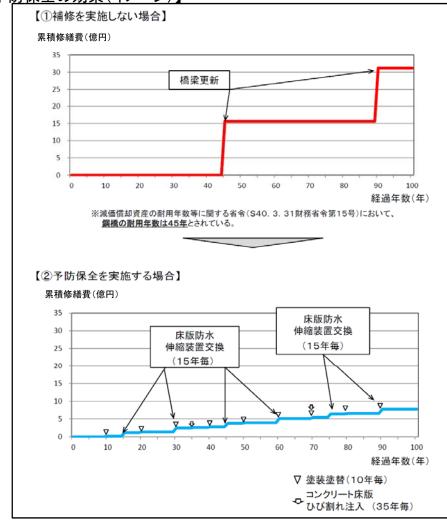
例:ひび割れの補修



例:塗装の塗替え

# 4.(2)予防保全(予防保全とライフサイクルコスト2)

【予防保全の効果(イメージ)】



	修 繕	更新
事後保全	【大規模】 〇建設から長期間経過後の 大規模修繕 (長い修繕サイクル) 〇1橋あたり多額の所要額	〇更新(架替え)に至 るリスク:大(短寿命)
予防保全	【小規模】 〇建設から短期間経過後の 小規模修繕 (短い修繕サイクル) 〇1橋あたり小額の所要額	〇更新(架替え)に至 るリスク:小(長寿命)

### 課題

- ・個別橋梁毎に、諸元等に応じ、予防保全するもの、更新(架替え)のみで対応するもの等の検討
- ・地域やネットワーク単位での対応の検討

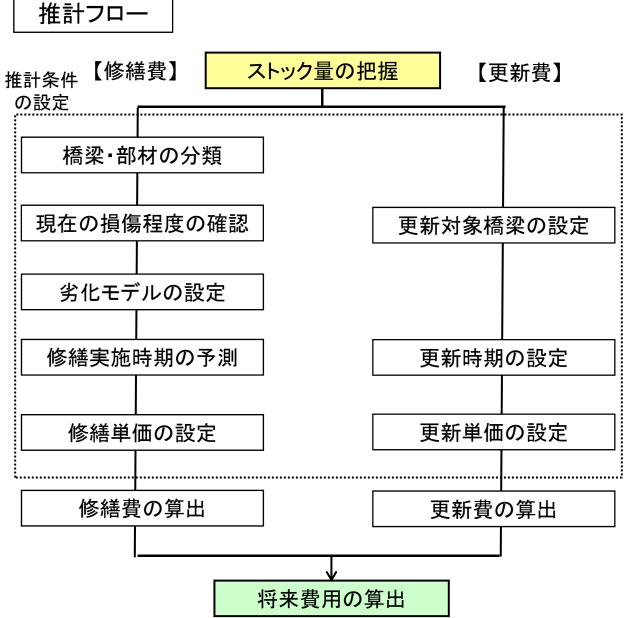
# 4.(3)維持修繕・更新費の推計(橋梁の推計方法案)

### 【修繕費】

- ・損傷が軽微な段階で修繕する予防保全を 実施すると仮定
- ・橋梁を部材毎に分類し、各部材の損傷・修 繕に着目
- ・橋梁の諸元、点検結果等を基に部材毎の 劣化予測モデルを構築
- ・最新の点検結果(損傷状況)を初期状態と し、各部材毎の劣化を予測
- ・各部材の修繕単価を設定し、全橋梁にお ける修繕費を推計

### 【更新費】

- ・一定の橋梁について更新(架替え)が必要になると仮定
- ・更新(架替え)の時期は、建設から一定期間経過した段階を設定
- ・更新(架替え)の橋面積あたりの単価を設 定し、対象橋梁における更新費を推計



# 4. (3)維持修繕・更新費の推計(橋梁の劣化予測モデル)

■国道(国管理)の橋梁(約2.7万橋)の諸元、点検結果を基に、対象とする部材、損傷を分類し、 劣化曲線を設定

#### 部材の種類

-鋼橋(主桁、床版)

- ・支承(鋼製、ゴム製)
- ・コンクリート(主桁、床版)
- •伸縮装置
- ・下部工(鋼製、コンクリート製)
- 高欄、地覆

### 損傷の種類

- ・鋼部材:防食機能の劣化、腐食、き裂
- ・コンクリート桁:ひびわれ、剥離・鉄筋露出
- ・コンクリート床版:床版ひびわれ、剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰
- ・コンクリート下部工:ひびわれ
- •支承、伸縮装置、高欄、地覆、床版防水:定期交換、定期修繕

#### 鋼桁橋の主桁の点検結果の例

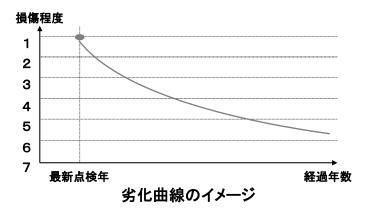
評価区分	防食機能の劣化 (塗装)
а	損傷なし
b	П
С	最外層の防食皮膜に変色を生じたり、局所的なう きが生じている。
d	部分的に防食皮膜が剥離し、下塗りが露出する。
е	防食皮膜の劣化範囲が広く、点錆が発生する

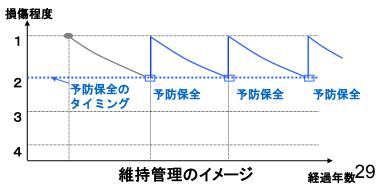
評価	腐食			
区分	損傷の深さ	損傷の面積		
а	損傷なし			
b	小	\ <b>/</b> \		
С	小	大		
d	大	/]/		
е	大	大		

出典:橋梁定期点検要領(案)(平成16年3月 国土交通省 国道・防災課)

### 部材毎の点検結果(a~e)を損傷程度(数値)に換算

損傷の種類	1	2	3	4	5	6	7
防食機能の劣化	а	С	d	е			
腐食	а			b	С	d	е





# 4.(3)維持修繕・更新費の推計(橋梁の修繕費の算出)

### ■修繕時期に達した橋梁の橋面積に修繕単価と修繕率を乗じて修繕費を算出

#### (推計方法)

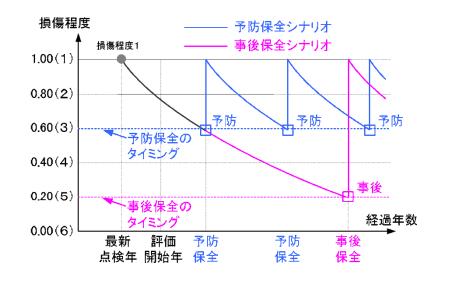
- 部材を①劣化予測する部材(主桁、床版、下部工)と②修繕・交換サイクルに基づいて修繕する部材(支承、伸縮装置、高欄、地覆、橋面防水)に分けて直接工事費を推計
- ・ 損傷程度が修繕時期に達した時点で修繕単価に橋面積と修繕率を乗じて修繕費を算出し、それを積み上げることで各年 度の修繕費を推計

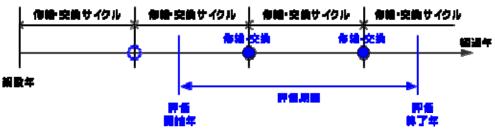
### <劣化予測する部材(主桁、床版、下部工)>

- ・ 直近の点検年度と損傷程度から劣化曲線に従って損傷 程度が低下し、予防保全の損傷程度に達した時点で予 防保全を実施し、損傷程度が1(健全)に回復
- ・ 計算初年度の時点ですでに予防保全の損傷程度を超過している場合は、事後保全の損傷程度に到達した時点で事後保全を実施し、損傷程度が1(健全)に回復

<修繕・交換サイクルに基づいて修繕する部材(支承、伸縮装置、 高欄、地覆、橋面防水)>

・ 架設年からの経過年数が設定した修繕・更新サイクルに達した時点で、修繕単価に橋面積を乗じて修繕費を算出





# 4. (3)維持修繕・更新費の推計(トンネルの推計方法案)

## 推計の考え方

- ・既往の点検結果から、修繕を実施するサイクルを仮定
- ・近年の修繕実績を基に修繕単価を設定
- ・建設からの経過年数を踏まえ、全トンネルの修繕費を推計

# 推計方法

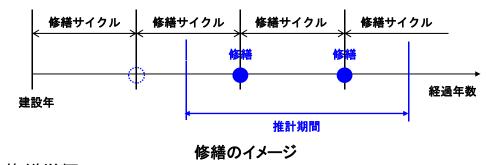
・トンネルの建設年と点検結果を基に、一定のサイクルで修繕を 実施と仮定

#### 修繕サイクル

・H14、H15の2ヵ年で実施されたトンネル全数点検結果より修繕サイクルを仮定

### 修繕時期の決定

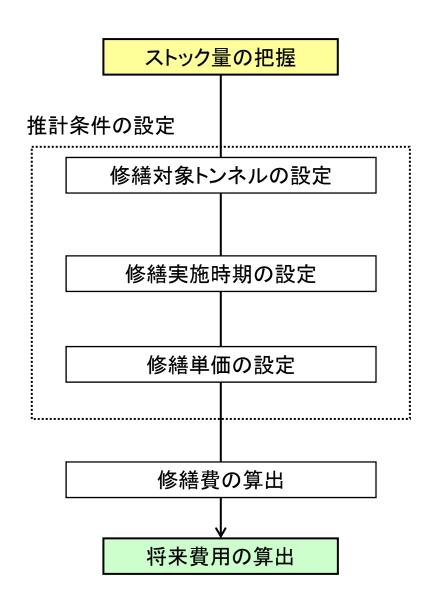
・各トンネルの建設年を起点に、推計期間における修繕時期を仮定



### 修繕単価

・H21からH23までのトンネル修繕実績から、修繕単価を設定

## 推計フロー



# 4.(3)維持修繕・更新費の推計(舗装の推計方法案)

# 推計の考え方

- ・管理する道路延長のうち、表層打換え等を実施している区間延長 及びその頻度を調査
- 調査結果から、単年度当たりの修繕実施面積を設定
- 舗装修繕に要する単価を設定し、全体の修繕費を推計

## 推計方法

・調査結果から、単年度当たりの舗装修繕を実施する面積及び頻 度を設定

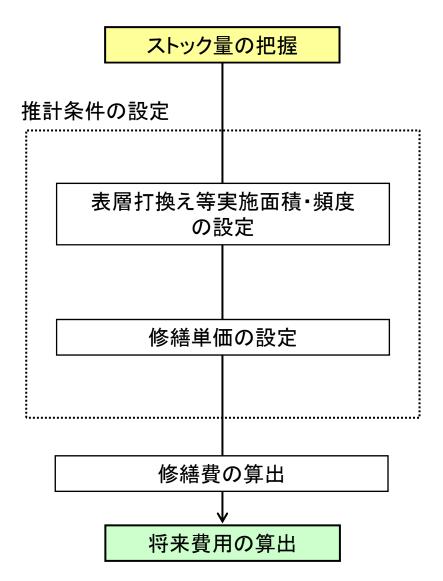
### 修繕実施の目安

・修繕対象路線延長と修繕実施頻度から単年度当たりの 修繕実施面積を設定

### 修繕単価

・過去の実績を基に修繕単価を設定

## 推計フロー



# 4.(4)地方公共団体の抱える課題(計画策定・補修状況)

■市町村における橋梁寿命化修繕計画の策定率は5割程度の状況となっており、策定していない理由の多くは、「財政カ不足」、「職員不足」、国に求める支援施策は、「財政的支援」、「講習会・研修会の実施」が多い。また、点検の基準・評価方法にも差異が存在。

#### ◆地方公共団体へのアンケート結果

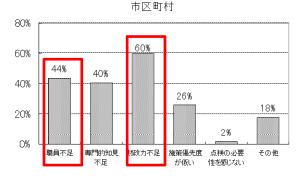
### ◆長寿命化修繕計画の策定状況 ◆長寿命化修

▼区内町旧砂幅町田の米た下池				
	① 管理 橋梁数	② 長寿 化計 策定 橋梁数	策定率 ②/①	
都道府県 政令市	56,178	54,913	98%	
市区町村	84,881	43,084	51%	
合計	141,059	97,997	69%	

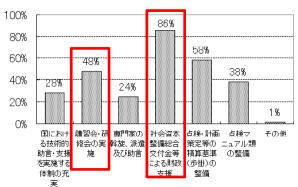
▲ E ± △	ル枚丝型両にせべん枚丝束状型に	1
▼技舞叩	化修繕計画に基づく修繕実施状況	Č.

	① 要修繕 橋梁数	② 修繕 実施済 橋梁数	2/1
都道府県 政令市	33,528	5,593	17%
市区町村	27,176	883	3%
合計	60,704	6,476	11%

問)橋梁長寿命化修繕計画を策定していない理由は?



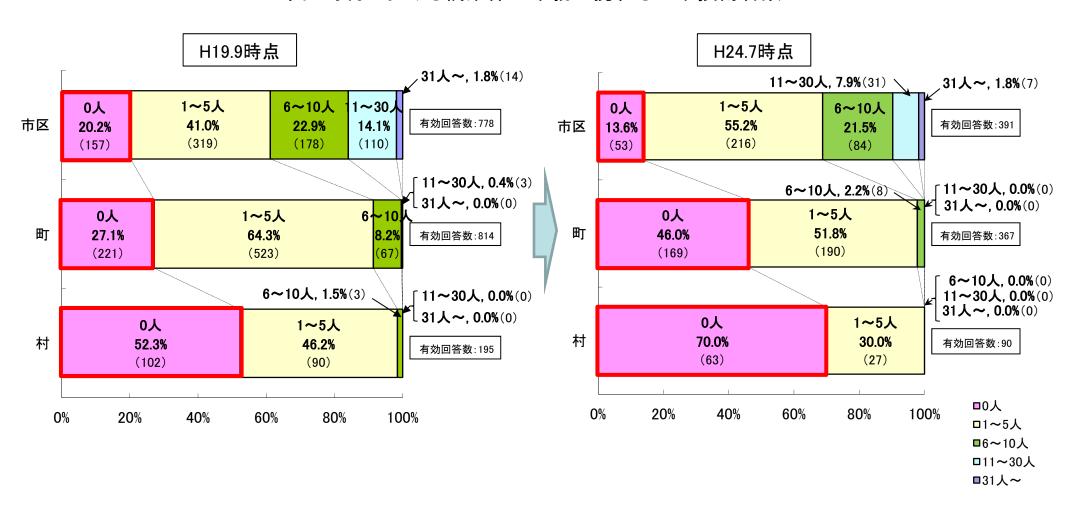
※(類如回答有(有効回答数e2) 問)定期点検、長寿命化計画策定、橋梁修繕を進める 上で、現在国が実施している技術支援、財政支援を含 め、どのような支援が必要か?



# 4.(4)地方公共団体の抱える課題(土木技術者の状況)

■町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者数がO人(平成24年7月時点) また、約5年前の状況と比較しても、その割合は増加

### 市区町村における橋梁保全業務に携わる土木技術者数



# 4.(4)地方公共団体の抱える課題(通行規制等状況)

- ■平成23年4月時点で、地方公共団体が管理する橋長15m以上の橋梁で 通行止め 172橋 通行規制 1,129橋
- ■今般とりまとめた平成24年4月時点の状況では 通行止め 217橋 通行規制 1,161橋 となっている。

## <H23.4月時点>

#### うち都道府県 橋梁数 うち市区町村 管理道路 管理道路 (政令市含む) 216 196 20 通行止め 172 154 18 1, 658 1, 484 174 通行規制 1, 129 152 977 1,680 1, 874 194 計 170 1, 131 1, 301

# <H24.4月時点>

	橋梁数	うち都道府県 管理道路 (政令市含む)	うち市区町村 管理道路
通行止め	326	9	317
	217	7	210
通行規制	1, 686	182	1, 504
	1, 161	156	1, 005
合 計	2, 012	191	1, 821
	1, 378	163	1, 215

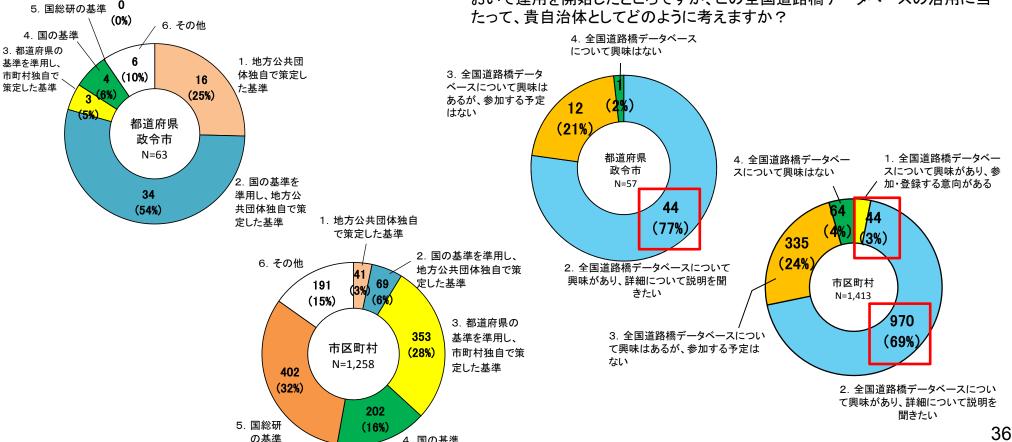
- ※通行規制は、損傷・劣化、古い設計等による重量規制(20t以下)など
- ※上段: 橋長2m以上の橋梁数 下段: 橋長15m以上の橋梁数
- ※岩手・宮城・福島の一部市町村はH22.4時点データ

# 4. (4) 地方公共団体の抱える課題(アンケート調査結果(1))

- ■都道府県・政令市では約6割が国の基準または国の基準を準用し、市区町村では約5割が国ま たは国総研の基準を準用
- ■その他は地方公共団体独自の基準であり、点検・内容・評価の基準などに差異が存在
- ■都道府県・政令市では約8割、市区町村では約7割が国土交通省の構築した「全国道路橋 データベース」に興味を持ち、詳細な説明を聞きたいと考えている

問 定期点検を実施する際、点検基準は何を用いていますか?

国土交通省では「全国道路橋データベース」を構築し、直轄管理の橋梁に おいて運用を開始したところですが、この全国道路橋データベースの活用に当



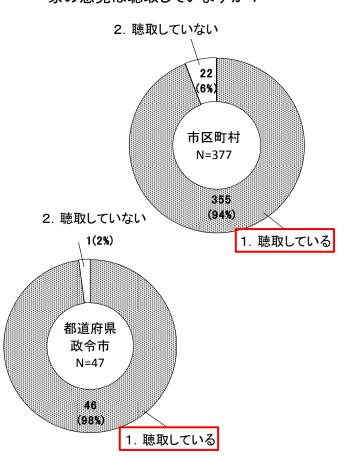
4. 国の基準

# 4. (4)地方公共団体の抱える課題(アンケート調査結果②)

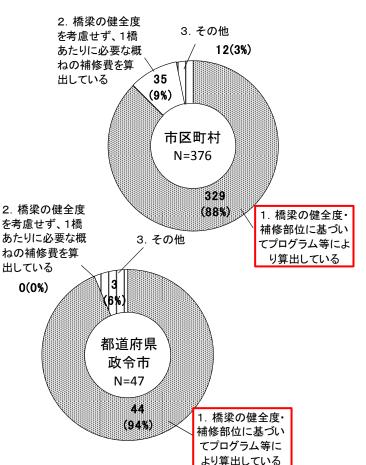
■橋梁長寿命化修繕計画を策定済みの地方公共団体のうち、9割以上が計画策定時に専門家の意見を聴取しているとともに、 計画策定時における橋梁補修費用の算出に当たっては、約9割の地方公共団体が、橋梁の健全度や補修部位に基づいて、 計算プログラム等により算出、一方で、7割以上が橋梁補修費用と将来の予算制約について考慮

【回答対象:橋梁長寿命化修繕計画が策定済みの団体】

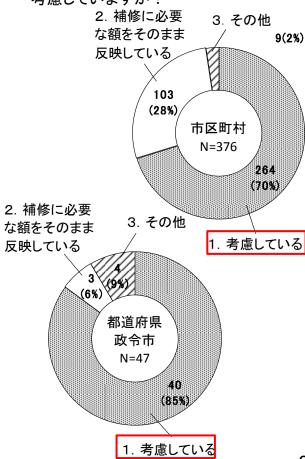
問 長寿命化修繕計画の策定に当た り、学識経験者等、橋梁に関する専門 家の意見は聴取していますか?



問 長寿命化修繕計画において1橋あたりの 補修費用を算出する際、どのような考え方に 基づいて算出していますか?

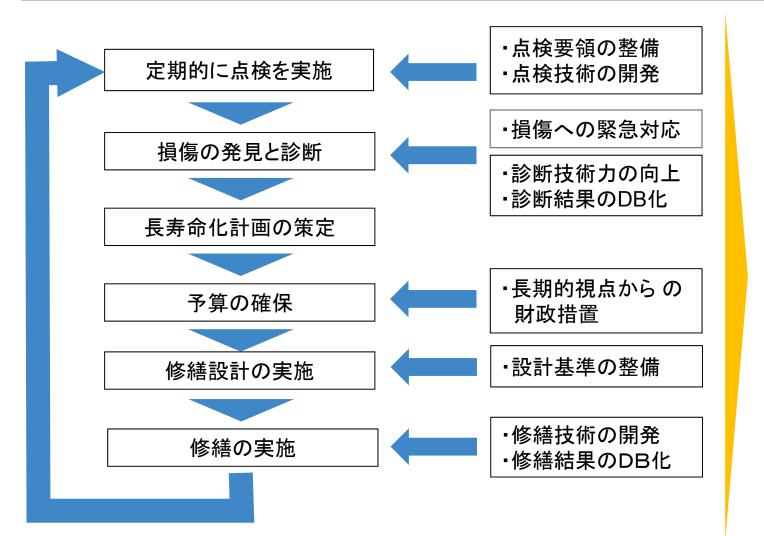


問 長寿命化修繕計画において、年度ごと の補修対象橋梁数を決定する際に、橋梁 補修費用と将来の予算制約条件について 考慮していますか?



# 5. 今後の維持管理等のあり方について(今後の課題)

■今後、点検・診断・計画策定・予防保全といったサイクル全体を、必要な技術力を確保しつつ機能させることが課題



サイクル全体が機能するための仕組みづくり

(1) 技術開発

(2) 技術基準

(3) 技術拠点 (技術者·技術力)

(4) データベース

(5) 財政措置

# 5. 今後の維持管理等のあり方について(技術開発)

- ■道路の維持管理(点検等)にあたっては、技術者が目視等により健全性を判断
- ■近年は非破壊検査技術等の開発が行われており、点検精度や調査の効率性の向上が期待されるが、コスト面等に課題

### 《橋梁に係る点検調査》

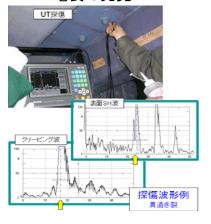
近接目視



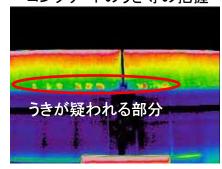
打音検査など 人間の5感に頼った検査







赤外線検査による コンクリートのうき等の把握



《トンネルに係る点検調査技術》

近接目視



打音検査



CCDカメラによる画像を用いた展開図の作成



レーザーによるひび割れの検出



# 5. 今後の維持管理等のあり方について(技術基準1)

■施設の健全度を把握し、的確に維持管理するため、全道路管理者間での点検手法等のばら つきを無くしていくことが課題

「施設の老朽化点検・劣化(健全度)診断」のために国等が作成している主な基準等

() m=	施設	基準・マニュアルなどの名称等	マニュアルを適用・ 利活用する管理者				点検手法		
分野			国	都道	地方	市区	対象施設	主な点検内容	頻度・サイクル
	橋梁	橋梁定期点検要領(案)	0	府県 △	☆	<u>町村</u>	道路橋	・損傷状況の把握 ・対策区分の判定	初回:供用後2年以内 2回目以降:原則5年以 内に1回
道路	トンネル	道路トンネル定期点検要領(案)	0	•	•	•	道路トンネル	・定期点検 ・定期点検結果の判定	初回:供用後2年以内 2回目以降: 定期点検の結果に応 じ、2~5年に1回程度
	舗装	舗装の調査要領(案)	0	•	•	•	アスファルト舗装 セメントコンクリート舗 装	・調査項目 ・測定方法 ・評価方法	概ね3年に1回
	その他	附属物(標識、照明施設等)の点 検要領(案)	0	•	•	•	道路標識、道路照明施設(トンネル内照明を含む)、道路情報提供装置及び道路情報収集装置の支柱や取付部等	・点検項目及び方法(通常 点検、初期点検、定期点検 など) ・損傷度判定基準	通常点検:通常巡回時初期点検:設置後又は 仕様変更後概ね1年 定期点検:原則10年以 内に1回 など

※道路については、上表以外に以下の基準等を有する。

橋梁: 道路橋に関する基礎データ収集要領(案)、橋梁における第三者被害予防措置要領(案)、コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)、 塩害橋梁維持管理マニュアル(案)、道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)、PCT桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)、鋼製 橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領、総点検実施要領(案)

トンネル、その他: 電気通信施設点検基準(案)、道路管理施設等点検整備標準要領(案)、総点検実施要領(案)

マニュアルを適用・利活用する 管理者の記号の意味

0	国(本省)が自ら管理する施設に対して適宜、適用するもの
Δ	地方公共団体に対し、対象を特定して送付等がされたもの
<b>A</b>	不特定多数の管理者に対し参考送付等されたもの(記者発表、HP等)

# 5. 今後の維持管理等のあり方について(技術基準2)

《道路橋の維持管理に係る技術基準》

■「橋、高架の道路等の技術基準」にて設計段階から維持管理面に配慮する理念の導入

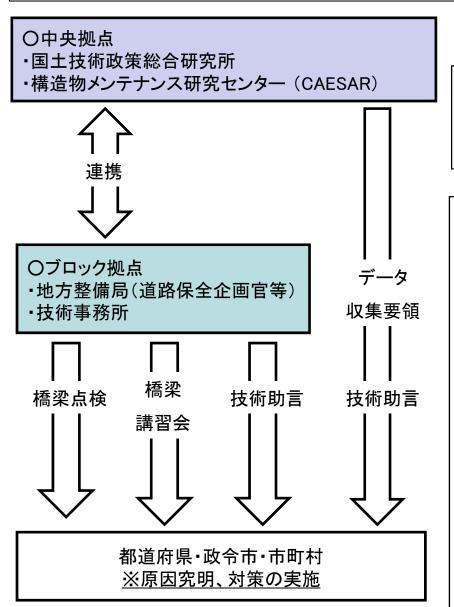
- 〇維持管理に対する 考え方を充実
- ◆設計段階から維持管理面を考慮する理念の導入
- ◆構造的な補完性や代替性の確保
- ◆維持管理段階の安定的な点検の必要性や重要性を明示
- ◆維持管理に必要な設計資料の保存等
- ◆鋼橋疲労に関する規定の充実



- ■許容応力度設計法(一つの安全率ですべての不確実性を包含)から、合理的かつ説明性のある設計法として部分係数設計法の採用を予定(平成25年度は試設計を実施)
  - 〇部分係数設計法の維持管理における利点
    - ◆補修・補強・更新等に際して無駄のない設計が可能 (既設橋の実力を過不足なく正当に評価して考慮できる) 等

# 5. 今後の維持管理等のあり方について(技術拠点)

■道路構造物を的確に保全するために、地方公共団体の要請に応じて技術的支援を実施



〔事例〕国道473号 原田橋 ~メインケーブルー部破断~

### 橋梁概要

橋梁名:原田橋 管理者:浜松市

位 置:静岡県浜松市天竜区佐久間町中部(国道473号)

橋 種:吊橋(2等橋) 橋 長:138.6m

幅 員:5.5m(車道部幅員 5.5m) 竣 工:1956年(築56年)

### 経緯等

平成24年4月20日 浜松市が橋梁の一部に変状を確認し、 浜松河川国道事務所へ技術支援要請 4月24日 原田橋通行止め(メインケーブル損傷発見)





5月1日 原田橋支援対策支援本部設立

5月2日 中部地整TEC-FORCE派遣

天竜川原田橋対策(PT)設立

5月10日 国総研・土研の現地派遣

第2回PT会議開催

5月23日 第3回PT会議開催

補強工事:ケーブル増設)

6月25日 交通開放(通行規制、重量規制8t)

### 5. 今後の維持管理等のあり方について(データベース)

- ■橋梁の効率的な維持管理等に資するため、「全国道路橋データベースシステム」を構築
- ■活用を希望する地方公共団体に対して地方整備局から説明を実施中(現状は任意の参加)

### 【システムの特徴】

- ①国内におけるすべての道路橋を対象
- ②橋梁の個別ID付与、橋長や橋梁形式といった橋梁諸元情報の他、 点検結果等も登録・閲覧が可能
- ③地方自治体など、道路橋を管理するすべての職員がデータを利用可能 【活用例】
  - ①災害発生時に支援者が橋梁の基礎的データを容易に入手可能
  - ②ある形式の橋梁に不具合が発生した場合、類似の橋梁に関する情報が検索可能
  - ③バックアップ機能(既に別のデータベースがある場合)

等

橋梁名称 ▼ 🛕

●●橋

▲▲橋

◆◆橋

■■橋

橋梁管理番号 ▼ 「

81601101511900

81601201457701

81601304900002

81601401900001

道路橋DB(橋梁IDの付与)イメージ

国道〇〇号

国道△△号

国道◇◇号

国道口口号

路線名称 🔻 🛕 橋長 🔻 🛕 一般図

表示

30.000

9.040

66.400

257.000

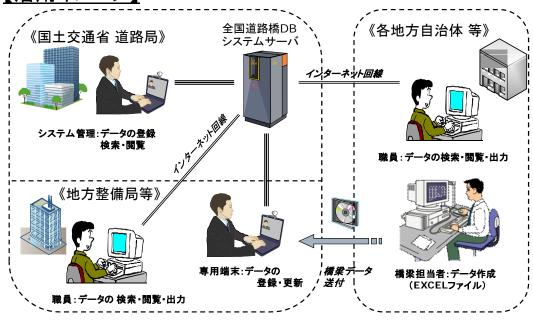
表示 表示

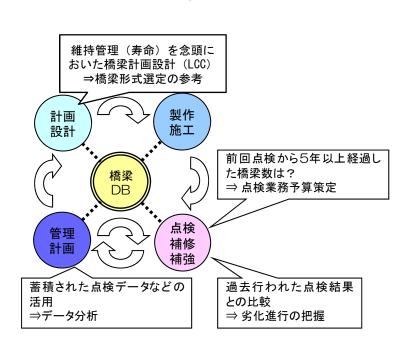
表示

表示

表示

### 【活用イメージ】





### 5. 今後の維持管理等のあり方について(財政措置)

- ■橋梁補修関係に特化した社会資本総合整備計画の策定を推進し、当該整備計画に対して社会資本整備総合 交付金を重点的に支援した結果、橋梁補修事業の交付申請額が約5倍に増加
  - ■橋梁補修関係に特化した整備計画数及び交付申請額

	①H23	②H24	2/1
整備計画数※1	8	27	3.4
交付申請市町村数	145	517	3.6
交付申請額(国費:億円)	15 <sup>※2</sup>	75 <sup>※3</sup>	5.0

- ※1 橋梁補修関係に特化した整備計画数
- ※2 H23分は橋梁補修関係に特化した整備計画における交付決定額を集計(H23年度末時点)
- ※3 H24分は橋梁補修関係に特化した整備計画に対する交付申請額を集計(H24.7末時点) 今後、H24.9地方議会の承認を経て交付申請予定の事業は含まれていない また、橋梁補修事業は橋梁補修関係に特化した整備計画以外の整備計画の中でも実施している。

### ■整備計画策定事例(佐賀県)

### <計画の名称>

計画的な橋りょう補修により信頼性の高い地域道路ネット ワークが構築された安全安心の地域づくり

### <計画の目標>

要修繕橋梁※1に対する修繕実施済橋梁の割合を平成28 年度までに29.6%とする

要修繕橋梁※1	修繕実施済橋梁		
	H24当初	H26末時点	H28末時点
706橋	9橋	119橋	209橋
100%	1.6%	16.9%	29.6%

<sup>※1</sup> 要修繕橋梁:橋梁長寿命化修繕計画※2に位置付けられた、今後10年間(H34まで)で



(市)申川内線[申川内橋]





主桁の損傷状況(鉄筋露出) 下部工の損傷状況(ひびわれ)

- <計画策定主体> 佐賀市、多久市、有田町、江北町、太良町
- <計画期間・総事業費> 平成24年度~平成28年度(5年間)

[総事業費:18.4億円]

- く要素事業> 橋梁補修203橋
- <平成24年度配分額(国費)(案)> 1.6億円

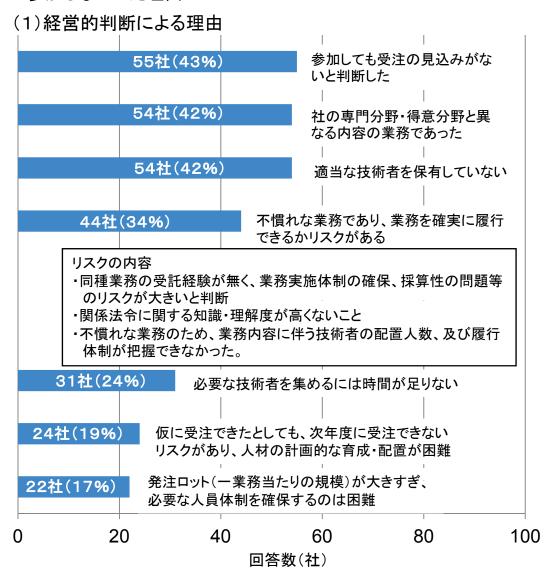
<sup>※2</sup> 計画策定主体の2市3町の2m以上の橋梁(佐賀市は15m以上の橋梁)982橋は全て 橋梁長寿命化修繕計画を策定済

# 入札契約における取り組みについて

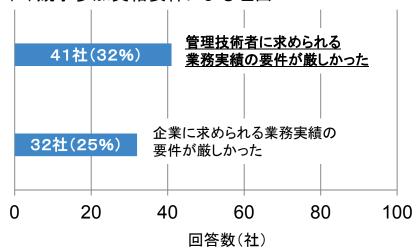
# 6. 入札契約の取り組みについて1

■道路許認可審査・適正化指導業務について、入札説明書を取得したのに入札に参加しなかった 業者に対し、アンケートを実施 (アンケート回収企業数:128社)

参加しなかった理由



(2)競争参加資格要件による理由



(3)その他(契約方式、業務内容、評価基準など)

#### (主な意見)

- ・新規参入は、すでに業務を実施している他社とでは総合 評価において大きな差があると思われ、新規参入しにく い環境にあると感じている
- ・評価基準において、管理技術者の実績に関する同種と 類似実績の評価値の差が大きい。
- ・類似業務のハードルは極端に低いが、同種業務のハードルは高いと感じた
- ・担当技術者に資格や実務経験が求められているため、 人員 配置が厳しかった。

# 6. 入札契約の取り組みについて②

- ■行政補助業務(道路許認可審査・適正化業務)等の民間の受注機会を増やし、1者応札現状を 改善するため、平成25年度の入札に係る改善を実施
- ①配置予定技術者のヒアリングの廃止

総合評価について、毎年定例的に発注される業務であること、年度末の多忙時期に発注されることを勘案 し、「申請書類等に関するヒアリング」を廃止。

これにより、応札者の労力削減を図り、他の業務への応札意欲向上を図る。

②同種類似業務の実績要件の緩和 さらなる民間開放を促す目的として、同種類似業務 実績要件を緩和。

応札に向けた配置予定技術者の確保を可能とする。

- ③複数年契約の継続及び拡大 3ヵ年国債制度による発注件数を拡大。 業務実施体制がより長期に確保され、企業の人材 育成への寄与など、参加意欲の向上を図る。
- ④発注時期の前倒し <u>入札契約手続き開始時期の前倒し</u>。 業務執行体制を確立する期間を延ばすことにより、 企業が参入しやすい環境を整える。

### 予定管理技術者の業務実績要件の緩和

		H24	H25			
企	実績対	国土交通省(関東地整管内)	1120			
	象発注	都道府県、政令市、特殊法人等				
及	機関	国交省以外の国機関、市町村、地方公社、公益民間企業等				
び	الحالكما	四文省以外07四版例、印刷机、	心力五位、五重以间正来寻			
管	実績対	【同種業務】	【同種業務】			
理	象業務	国、都道府県、政令市、特殊法人等	国、都道府県、政令市、特殊法人等、			
技	分野	の公物管理補助業務(道路)	<u>市町村、地方公社等</u> の公物管理補助			
術			業務(道路)、発注者支援業務、管理			
者			施設調査·運用·点検業務(道路)、CM			
の			業務、PFI事業技術アドバイザリー業務			
実		【類似業務】	【類似業務】			
績		市町村、地方公社等の公物管理補	■ 次   《 未 1 カ 』			
要		助業務(道路)				
件		以未伤(追问)				
		国、都道府県、政令市、市町村、地	国、都道府県、政令市、市町村、地方			
			公社、公益民間企業等が発注した土			
			木設計における概略・予備・詳細設計			
		用·点検業務(道路)、CM業務、PFI	業務(道路)、土木工事における管理			
			技術者の業務			
		事業投資がバイックー業務、エイ設 計における概略・予備・詳細設計業	リスパカロリオリオ			
		前にのいる似略・ア禰・辞神政前来 務(道路)、土木工事における管理技				
		協(追呼)、エイエ争における自座技術者の業務				
		日の未彷				